

福井市週休 2 日制促進工事実施要領細則

1 総則

福井市週休 2 日制促進工事実施要領の補足を定める。

2 週休 2 日の定義

- 現場閉所日については、原則土・日曜日及び祝日とする。
- 天候の影響による予定外の現場閉所日は、対象外期間ではなく、現場閉所日に含めるものとする。ただし、これら天候の影響で災害対応に携わることになった場合は、その従事期間を対象期間外とする。

3 発注方式

- 本市が発注する設計金額 200 万円以上の工事を発注者指定方式の対象とする。

4 補正方法

- 経費の補正については、発注者指定方式において、当初設計時に「完全週休 2 日（土日）」の達成を前提として、該当する補正係数を乗じた単価、及び諸経費で発注する。
 - ◆ 発注者指定方式の場合、達成状況を確認し、完全週休 2 日（土日）に満たなかった場合は、月単位の 4 週 8 休での補正係数で契約変更を行うこと。また、月単位の 4 週 8 休に満たなかった場合は補正係数を全て 1.00 に戻し変更契約を行うこと。

表 1 発注者指定方式の経費補正係数

現場閉所の状態	労務費	共通仮設費	現場管理費
完全週休 2 日（土日）	1.02	1.02	1.03
月単位の 4 週 8 休以上	1.02	1.01	1.02
上記以外の 4 週 8 休	補正なし		

- 本要領及び経費補正については、土木工事（土地改良、林道、上下水道工事を含む）を対象としており、港湾・漁港工事、建築工事及びその他設備工事（機械、電気通信設備）については、各積算基準を参照し、適宜、経費補正等を行うものとする。

5 附則

本細則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行することとし、令和 6 年 4 月 1 日以降の施行伺いにかかる工事から適用する。

本細則は、令和 6 年 7 月 25 日より施行することとし、令和 6 年 7 月 25 日以降の施行伺いにかかる工事から適用する。

本細則は、令和 7 年 7 月 25 日より施行することとし、令和 7 年 7 月 25 日以降の施行伺いにかかる工事から適用する。